

上尾市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を  
ここに公布する。

令和 8 年 1 月 29 日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第 16 号

上尾市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 上尾市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和 39 年上尾市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号中「100 分の 115 を超え 100 分の 125」を「100 分の 117.5 を超え 100 分の 127.5」に改め、同項第 2 号中「100 分の 105 を超え 100 分の 115」を「100 分の 107.5 を超え 100 分の 117.5 以下」に改め、同項第 3 号中「100 分の 105」を「100 分の 107.5」に改め、第 4 号中「100 分の 95」を「100 分の 97.5」に改める。

第 14 条の 2 第 1 項中「100 分の 60」を「100 分の 62.5」に改め、第 2 項中「100 分の 50」を「100 分の 52.5」に改め、第 3 項中「100 分の 40」を「100 分の 42.5」に改める。

第 2 条 上尾市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 1 号中「100 分の 117.5 を超え 100 分の 127.5」を「100 分の 116.25 を超え 100 分の 126.25」に改め、同項第 2 号中「100 分の 107.5 を超え 100 分の 117.5」を「100 分の 106.25 を超え 100 分の 116.25」に改め、同項第 3 号中「100 分の 107.5」を「100 分の 106.25」に改め、同項第 4 号中「100 分の 97.5」を「100 分の 96.25」に改める。

第 14 条の 2 第 1 項 1 号中「100 分の 62.5」を「100 分の 61.25」に改め、同項 2 号中「100 分の 52.5」を「100 分の 51.25」に改め、同項 3 号中「100 分の 42.5」を「100 分の 41.25」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条第1項及び第14条の2第1項の規定は、令和7年12月1日から適用する。